

第1回「医療安全の確保に向けた保健師助産師  
看護師法等のあり方に関する検討会」

議 事 次 第

平成17年4月28日（木）  
厚生労働省議室（9階）  
18:00～20:00

- 1 開 会
- 2 審議官挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長選出
- 5 議 題

趣旨説明

検討項目

検討スケジュール

看護制度の現状について

フリートーキング

- 6 閉 会

資 料  
別紙

## 資 料

|   |    |
|---|----|
| 「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」について | 1  |
| 検討項目                                    | 3  |
| 検討スケジュール（案）                             | 4  |
| 医療提供体制の改革（社会保障審議会医療部会）について              | 5  |
| 医療提供体制の改革に関する看護関連の主な論点整理                | 7  |
| 保健師助産師看護師法（逆綴じ）                         | 22 |
| 保健師助産師看護師法等の改正の経緯                       | 23 |
| 医業に係る医療関係資格の業務（概念図）                     | 24 |
| 看護教育制度図                                 | 25 |
| 国家試験の実施状況及び合格率の推移                       | 26 |
| 看護職員就業場所別就業者数の推移                        | 27 |
| 潜在看護職員数の推計について                          | 30 |

## 医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等の あり方に関する検討会について

### 1 目 的

社会保障審議会医療部会においては、平成16年9月より、医療提供体制のあり方について議論を行っているところであるが、その中で看護師等の名称独占、届出義務及び看護師資格を持たない保健師や助産師による看護業務等が、検討すべき論点として指摘されたところである。

これらは、患者の視点に立って医療安全を確保する観点からも重要な問題であることから、有識者からなる本検討会を開催し、これらの論点について検討を行うものである。

### 2 検討事項

- ・ 新人看護職員の研修のあり方について
- ・ 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務について
- ・ 行政処分を受けた看護師等に対する再教育について
- ・ 産科における看護師等の業務について
- ・ 免許保持者の届出義務について
- ・ 助産師、看護師、准看護師資格の名称独占について
- ・ 助産所の嘱託医師について
- ・ その他

### 3 スケジュール等

- ・ 平成17年4月28日（木）に第1回会合を参集
- ・ 月1回～2回ペースで開催
- ・ 医療部会の中間取りまとめの前に、中間まとめ

### 4 メンバー（別紙）

※検討内容により、適宜メンバーの追加もあり得る。

### 5 検討会の位置付け

- (1) 医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は、厚生労働省医政局看護課に置く。

別紙

医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等の  
あり方に関する検討会 メンバー

(五十音順、敬称略)

|    |     |     |    |                          |
|----|-----|-----|----|--------------------------|
| あお | き   | しげ  | たか |                          |
| 青  | 木   | 重   | 孝  | 日本医師会常任理事                |
| えん | どう  | とし  | こ  |                          |
| 遠  | 藤   | 俊   | 子  | 山梨大学医学部教授                |
| かな | がわ  | かつ  | こ  |                          |
| 金  | 川   | 克   | 子  | 石川県立看護大学長                |
| かわ | はた  | よし  | はる |                          |
| 川  | 端   | 和   | 治  | 弁 護 士                    |
| まく | ち   | れい  | こ  |                          |
| 菊  | 池   | 令   | 子  | 日本看護協会常任理事               |
| こ  | じま  | きょう | こ  |                          |
| 小  | 島   | 恭   | 子  | 北里大学病院看護部長               |
| さか | もと  | す   | が  |                          |
| 坂  | 本   | す   | が  | NTT関東病院看護部長              |
| たに | の   | りょう | じ  |                          |
| 谷  | 野   | 亮   | 爾  | 日本精神科病院協会副会長             |
| つじ | もと  | よし  | こ  |                          |
| 辻  | 本   | 好   | 子  | NPO法人ささえあい医療人権センターCOML代表 |
| ひら | ばやし | かつ  | まさ |                          |
| 平  | 林   | 勝   | 政  | 國學院大學法科大学院長              |
| やま | じ   | のり  | お  |                          |
| 山  | 路   | 憲   | 夫  | 白梅学園大学教授                 |

## 検 討 項 目

- 1 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務について
- 2 免許保持者の届出義務について
- 3 助産師、看護師、准看護師資格の名称独占について
- 4 行政処分を受けた看護師等に対する再教育について
- 5 助産所の嘱託医師について
- 6 新人看護職員の研修のあり方について
- 7 産科における看護師等の業務について
- 8 その他

## 検討スケジュール（案）

| 会議開催日          | 検討内容   |
|----------------|--|
| 平成17年          |  |
| 4月28日<br>(第1回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護制度の現状</li> <li>・フリーターキング</li> </ul>                                  |
| 5月12日<br>(第2回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務について</li> </ul>                                 |
| 5月27日<br>(第3回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許保持者の届出義務について</li> <li>・助産師、看護師、准看護師資格の名称独占について</li> </ul>            |
| 6月中旬           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分を受けた看護師等に対する再教育について</li> <li>・助産所の嘱託医師について</li> </ul>              |
| 6月下旬           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間とりまとめ</li> </ul>   |
| (6～7月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>社会保障審議会医療部会中間的とりまとめ</b></li> </ul>                                  |
| 7月             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員の研修のあり方について</li> <li>・産科における看護師等の業務について</li> <li>・その他</li> </ul> |
| 11月目途          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書とりまとめ</li> </ul>  |
| (12月目途)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書の取りまとめ</li> </ul>   |

## 医療提供体制の改革（社会保障審議会医療部会）について

### I 趣旨

- 1 医療制度改革については、厚生労働大臣の下に平成14年3月に設置された「医療制度改革推進本部」に4つの検討チームが設置され、このうち医療提供体制については「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）において、15年8月に「医療提供体制の改革のビジョン」のとりまとめを行うなど、その取組を進めてきたところ。
- 2 一方、医療保険制度改革については、平成14年7月の健康保険法等改正法附則の規定を受けた「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について」（平成15年3月28日閣議決定）に基づいた議論が行われているところであり、医療保険制度と車の両輪の関係にある医療提供体制についても、医療保険制度の改革と一体となって改革に取り組むことが必要不可欠である。
- 3 「医療提供体制の改革のビジョン」を踏まえ、昨今の医療を取り巻く状況の変化に対応すべく、より質の高い効率的な医療サービスの提供の実現に向けた医療提供体制の改革の議論を行うため、社会保障審議会医療部会を開催する。

### II 主な検討事項

- 1 医療提供体制の改革の基本的考え方
  - －患者の視点に立った、患者のための医療提供体制の改革
- 2 患者・国民の選択の支援
  - －医療機関等についての患者・国民の選択の支援(広告規制等)、診療情報の提供の推進と患者の選択の尊重
- 3 医療安全対策の総合的推進
  - －医療安全対策における国及び地方の役割、医療機関における安全管理体制、苦情・相談への対応体制、医療事故や医療関連死の報告・届出に関する制度、医療事故をおこした医師等への対応

- 4 小児をはじめとした救急医療体制等の在り方、小児医療や周産期医療といった母子医療の推進
- 5 医療計画制度
  - －医療計画を通じた医療機能の分化・連携の推進、医療計画で明らかにすべき事項等
- 6 へき地医療提供体制の確保（医師等の確保 等）
- 7 医療機能の分化・連携、医療施設体系及び医療施設に係る規制の在り方
  - －医療機能の分化・連携の推進（急性期から回復期を経てかかりつけ医での在宅療養といった流れが原則二次医療圏内で完結するような体制確保等）、医療提供施設の機能分化 等
- 8 在宅医療の推進
- 9 医療法人制度の見直し
  - －基本的考え方、公益性の確立等について 等
- 10 医療を担う人材の確保と資質の向上
  - －医師の診療科及び地域による偏在、生涯教育 等

### Ⅲ これまでの検討状況と今後のスケジュール

- ◆平成 16 年 9～12 月 …… フリートーキング、1 巡目の議論を終了  
(第 1 回～第 4 回)
- ◆平成 17 年 2 月 2 日 (第 5 回) …… 医療提供体制の改革の主要な論点の整理
- ◆平成 17 年 3 月～ …… 個別の論点について順次議論
  - 3 月 4 日 (第 6 回) 「広告規制」、「医療計画」等
  - 3 月 24 日 (第 7 回) 「医療安全」、「救急医療、母子医療」
  - 4 月 13 日 (第 8 回) 「医療機能の分化・連携」、「医療施設体系」、  
「医療施設に係る規制の在り方」等
- ※ 月 2 回程度のペースで部会を開催
- ◆平成 17 年夏頃 (6 月～7 月) …… 中間的なとりまとめ
- ◆平成 17 年内 …… 具体的な改革案に向けた意見書のとりまとめ

## 医療提供体制の改革に関する看護関連の主な論点整理

(第6回医療部会資料から抜粋)

| 事 項                  | 主 な 論 点   |
|----------------------|---|
| 1. 医療提供体制の改革の基本的考え方  |   |
|                      | ○患者の視点に立った、患者のための医療提供体制の改革を基本的考え方とすべきではないか。   |
| 3. 医療安全対策の総合的推進      |   |
| (5) 医療事故をおこした医師等への対応 |   |
| 行政処分、再教育             | ○行政処分を受けた医師、歯科医師、看護師、薬剤師等についての再教育制度の位置づけや仕組み等、どのような制度とすべきか。また、行政処分を的確に行うための組織体制及び調査権限の強化が必要ではないか。<br><br>○繰り返し事故や過誤等を起こす医療従事者についても、再教育が必要ではないか。   |
| 5. 医療計画制度            |   |
| ④医療計画で明らかにすべき事項      | ○医療計画において明らかにすべき事項としてどのようなものがあるか。<br>・小児医療や周産期医療の推進方策<br>・かかりつけ医や小児・成人への往診、訪問看護などの在宅医療の推進方策<br>・診療科別の医師数<br>・小児救急医療をはじめとする救急医療、へき地医療等に関する数値目標<br>・公的医療機関と民間医療機関との役割分担<br>・臨床研修の取組や医療安全に係る活動・対策<br>・歯科診療所も含めた二次医療圏内の診療所の役割<br>・精神科救急医療体制の整備<br>・精神障害者の退院促進<br>・薬局の役割や医薬品・医療機器の供給体制。特に、災害時、感染症発生時、及び休日・夜間、へき地における医薬品供給のあり方<br>・地域住民が新しい治療法や医薬品へアクセスしやすくするための地域における治験ネットワークなどの整備 |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 6. へき地医療提供体制の確保             |   |
| ② 医師等の確保                    | <p>○へき地における医師、看護師、薬剤師等の確保の方策をどうしていくか。</p> <p>○都道府県において、医療関係団体、中核的病院、県内の医科大学、大学医学部等を構成員とした協議会の開催等を通じ、関係者が一体となった取組を進めることが重要ではないか。</p> <p>○医師の養成・就業の実態、地域や診療科による偏在等を総合的に考慮して、医師需給見通しの見直しを行うことが必要ではないか。</p> |
| (4) その他医療施設に係る規制の在り方        |   |
| 8. 在宅医療の推進                  |   |
|                             | <p>○できる限り住み慣れた地域、家庭において療養生活を送ることができることが、患者のQOLの向上の観点からも必要であり、在宅医療の一層の推進が必要ではないか。</p> <p>○かかりつけ医（歯科医）の充実・普及、訪問看護の充実・普及等、在宅医療に係る医療提供体制の確保をいかに進めていくか。また、薬局、薬剤師によるサービス提供も考慮すべきではないか。</p>                    |
| 10. 医療を担う人材の確保と資質の向上        |   |
| ① 医師需給、<br>歯科医師需給、<br>看護師需給 | ○医師、歯科医師、看護師の需給をどのように見通すべきか。  |
| ④ 生涯教育、<br>免許更新制            | <p>○医療提供の質の向上の観点から、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の生涯教育を充実させていくべきではないか。その際、どのような施策を講じていくことが適当か。</p> <p>○医療提供の質の向上の観点から、あるいは、事故等を起こした医師等への対策として、医師等の免許更新制を導入すべきという指摘について、どう考えるか。</p>                                    |
| ⑤ 医師等の<br>行政処分、再<br>教育（再掲）  | <p>○行政処分を受けた医師、歯科医師、看護師、薬剤師等についての再教育制度の位置づけや仕組み等、どのような制度とすべきか。また、行政処分を的確に行うための組織体制及び調査権限の強化が必要ではないか。</p> <p>○繰り返し事故や過誤等を起こす医療従事者についても、再教育が必要ではないか。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>⑥ 看護関係<br/>資格の資質<br/>の向上等</p>        | <p>○看護師、助産師等の看護関係資格の資質向上や専門性の確保などについて、制度的にどのような取組を進めていくことが考えられるか。</p> <p>○医療安全の観点から、看護師、薬剤師の卒後臨床研修について検討することについてどう考えるか。</p> <p>○様々な医療関係職種の資質の向上について、医療関係職種の養成施設の質の確保を含め、いかに図っていくか。</p> |
| <p>⑦ 看護関係<br/>資格に係る<br/>規制の合理<br/>化</p> | <p>○看護師等の届出制の在り方その他看護関係資格に係る規制の在り方について、どのような見直しが考えられるか。</p>  |